二、渡辺株式会社に対する件

昭和五三年（排）第五号

排除命令

大阪市天王寺区烏ヶ辻町七〇番地
渡辺株式会社
右代表者　代表取締役　渡辺真良

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　渡辺株式会社は、スポーツ用品の小売業者を対象に、昭和五二年一〇月一日から同年一一月一五日までを期間とし、「第五回ゼット特約店謝恩ビッグセール」と称して行った景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和四二年公正取引委員会告示第一七号）第一項の規定に違反したものである旨を、速やかに公示するとともに、右小売業者に対し、これと同一内容の通知をしなければならない。この公示及び通知の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後一年間、スポーツ用品の小売業者に対して、「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制

限」第二項各号に掲げる景品類を除く景品類の提供を行うときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならない。

三　同社は、第一項に基づいて行った公示及び通知について、速やかに、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　渡辺株式会社（以下「渡辺」という。）は、肩書地に本店を置き、スポーツ用品の製造販売業を営む事業者である。

二　渡辺は、同社の販売先であるスポーツ用品の小売業者を対象に、「第五回ゼット特約店謝恩ビッグセール」と称し、昭和五二年一〇月一日から同年一一月一五日までを期間とし、期間中に、同社が製造販売する同社の商標「ZETT」を付したスポーツ用品（以下「オリジナル品」という。）及び同社が他の製造業者から仕入れて販売するスポーツ用品（以下「メーカー品」という。）を購入した小売業者に対し、次表に掲げるオリジナル品及びメーカー品（メーカー品については、渡辺が指定したメーカー一六社のうち、七社以上の商品を含むことが条件となっている。）の購入額に応じ、次表の景品類を提供することを企画し、この企画に基づき、右商品の販売を行っていたところ、当委員会の調査開始後、Aコースのハワイ旅行招待並びにBコース及びCコースのハワイ旅行優待を中止することとし、この旨を昭和五二年一二月二〇日ごろ、右小売業者に通知した。

コース	購入額			景品類
	オリジナル品	メーカー品	合計	
A	二五〇万円以上	四五〇万円以上	七〇〇万円以上	ハワイ旅行（四泊六日）に一名招待
B	二〇〇万円以上	三〇〇万円以上	五〇〇万円以上	自己負担金五万円で右旅行に一名優待
C	一五〇万円以上	二〇〇万円以上	三五〇万円以上	自己負担金一〇万円で右旅行に一名優待、ただしハワイ旅行不参加の場合には記念品

三　渡辺が、小売業者一名に対して提供することができる景品類の価額は、年一〇万円までであるところ、前記企画のハワイ旅行一名当たりの経費は、約一六万三〇〇〇円相当と認められ、したがって、Aコースの場合の景品類の価額は、この制限を超えるものである。また、Bコースの場合に、渡辺が小売業者に提供する右経費と自己負担金との差額約一一万三〇〇〇円は、景品類に該当するものであり、この景品類の価額は、右制限を超えるものである。

法令の適用

前記事実によれば、渡辺の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和五三年四月一七日

公正取引委員会

委員長　橋口　收

委員　熊田淳一郎

委員　後野一英

委員　藤口輔